

## 第3章 南シナ海問題と米国の対外戦略

梅本 哲也

### はじめに

国力伸長の著しい中国は海洋進出を急いでおり、東シナ海、南シナ海では他の沿岸国との間で摩擦が高まっている。本稿は南シナ海における沿岸国間の紛議に焦点を絞り、それが米国の対外戦略との関係でどのような意味を有するかを探ろうとするものである。第1節で南シナ海を巡る紛議の沿革を述べ、第2節で近年におけるその展開を辿る。第3節で米国の公式態度を記述した後、第4節で米国の基本的な国益を同定し、その観点から南シナ海問題の意義を考察することとする。

### 1. 南シナ海問題——沿革

南シナ海は何よりも通商路として枢要である。海上輸送される商業物資は、総トン数にして約半分、貨幣価値にして約3分の1が南シナ海を通過する。その中には、中東方面から中国や日本、韓国に供給される石油の大半が含まれている。そして、東アジア諸国の経済状況は、米国を含む世界全体の経済に重大な影響を与えることになる。南シナ海が世界経済の「地理的中心」とも称せられる所以である<sup>1</sup>。

また、南シナ海は石油及び天然ガスに富むとされる。石油の埋蔵量は280億バレル乃至1050億バレルと見られてきたが<sup>2</sup>、中国には最終的に1300億バレル以上の生産が可能という推計があり、南シナ海を「第2のペルシャ湾」と呼ぶ者さえいる<sup>3</sup>。また、天然ガスの推定埋蔵量については、900兆立方フィートという数字も挙げられている<sup>4</sup>。さらに、南シナ海は漁業資源にも恵まれている。南シナ海における水揚げは、世界の漁獲量の約1割を占めるのである<sup>5</sup>。

南シナ海に存在する島嶼、岩礁等の領有権に纏わる沿岸諸国の対立は、1960年代末頃に表面化したものである。中国、台湾、ベトナムがパラセル（西沙）諸島及びスプラトリー（南沙）諸島の全体について領有権を主張している他、スプラトリー諸島の一部についてはブルネイ、マレーシア、フィリピンも領有権を主張してきた。また、プラタス（東沙）諸島に対しては中国及び台湾が領有権を主張し、マックルズフィールド堆（中沙諸島）に関しては中国、フィリピン、及び台湾による領有権の主張が交錯している。

島嶼の領有権を巡る係争は、エネルギー資源や水産資源の管轄権を巡る角逐に直結する。国連海洋法条約により、各国の領有する島嶼は、その周囲に200海里に及ぶ排他的経済水域（EEZ）を設定する基礎となり、さらには200海里を超えて大陸棚の延伸を主張する基礎となり得るからである。なお、インドネシアは島礁の領有権は主張していないが、同国の主張するEEZには、中国が管轄権を主張する海域と重なる部分がある<sup>6</sup>。

中国は領有権の主張に際して、歴史上の根拠とされるものに言及する他、「九段線」（nine-dashed line）を援用する場合がある。「九段線」は1947年に国民政府の公式地図に初めて現われたもので、南シナ海の約9割を囲い込むことになる。ただ、「九段線」の意味するところは必ずしも明確でなく、その内側はすべて中国の主権が及ぶ領土及び領海であるとの立場が表されているという解釈がある一方で、それは中国の領有する南シナ海の島嶼から派生する領海、EEZ、及び大陸棚の外縁を示すものに過ぎないという解釈もある<sup>7</sup>。

また、中国は EEZ における管轄権に関して、国連海洋法条約に独自の解釈を施してきた。沿岸国は資源の探査や開発に係る権利だけではなく、外国の軍事活動に規制を及ぼす権利をも有するといえる<sup>8</sup>。2001 年に起こった米電子偵察機と中国戦闘機との衝突事件には、EEZ 上空での外国軍による情報収集や訓練を認めないという中国の立場が反映されていた。

南シナ海における沿岸国の紛議は、時に軍事力の発動に繋がった。中国は 1974 年、南ベトナム軍と交戦してパラセル諸島全体を占領し、1988 年にはベトナム軍を攻撃してスプラトリー諸島のジョンソン（赤瓜）礁を占拠した。フィリピンが領有権を主張するスプラトリー諸島のミスチーフ（美濟）礁も、1995 年に中国の支配下に置かれた。その後は 1998 年にマレーシア、1999 年にベトナムがそれぞれ係争中の嶼礁を占領するという行為に出た<sup>9</sup>。

ミスチーフ礁事件は南シナ海問題で東南アジア諸国連合（ASEAN）が集団行動を取るきっかけとなった。その結果、2002 年には、中国と ASEAN 諸国との間で「南シナ海における関係国の行動に関する宣言」が署名された。「行動宣言」は「航行及び上空飛行の自由」の保障、平和的手段による領有権問題の解決、無人島嶼の有人化自制、法的拘束力を有する「行動規範」の採択に向けた協力等を謳ったものであった<sup>10</sup>。しかし、中国はその後も紛議を多国間で処理することに難色を示し、「行動規範」の策定にも容易に同調しなかった。

## 2. 南シナ海問題——近年の動向

「行動宣言」の合意によって鎮静したかに見えた南シナ海における紛議は、2007 年頃から再び深刻となった<sup>11</sup>。その背景としては、沿岸各国の経済成長に伴う石油・ガス需要の増大と採掘技術の向上、世界的な魚類需要の増大及び沿岸域の資源枯渇による漁業者間の競争激化、それらと並行して起こった沿岸各国における民族主義の昂揚といった点が挙げられる<sup>12</sup>。さらに、大陸棚延伸の申請期限が 2009 年 5 月に設定されていたことから、沿岸各国は互いに他国による領有権、管轄権の主張に異議を唱える強い誘因を抱いたのである<sup>13</sup>。

そうした中で、特に中国の権利主張が強硬となっていった。中国は他の沿岸国との間で管轄権の主張が重なる海域に海上法執行機関の監視船を積極的に展開し、外国企業による石油・ガスの探査や外国漁船の操業を阻止する姿勢を強めたのである。こうした中国の動向は、中国海軍の全般的な能力増大、そして遠航訓練の活発化や海南島における基地建設を通じた南シナ海での実在（プレゼンス）拡大とも相俟って、他の沿岸国に止まらず、南シナ海を利用する多くの国々に懸念を生じさせることとなった。

中国は米国その他外国の企業に対し、中国との取引に悪影響を及ぼしたくなければ、ベトナムと提携しての探鉱作業を中止するよう要求し始めた<sup>14</sup>。中国当局による外国漁船（主としてベトナム漁船）の拿捕は、2008 年から 2009 年にかけて著しく増加した<sup>15</sup>。2009 年 3 月には、海南島沖で米海軍の音響観測艦「インペッカブル」の行動を中国船 5 隻が妨害するという事件が発生し、EEZ における外国軍の活動を規制する権利を巡る米中の相違が改めて浮き彫りとなった。マレーシアが実効支配するスワロー（弾丸）礁付近で、中国の監視船とマレーシア軍の艦船・航空機とが対峙したのは 2010 年 4 月であった。中国の監視船は 2011 年 3 月、フィリピン近海のリード堆でフィリピンの資源調査船を現場から追い遣り、5 月にはベトナム沖でベトナム資源調査船の探査ケーブルを切断した。

中国、フィリピン、台湾、ベトナムの各国は 2012 年、パラセル諸島及びスプラトリー諸島に対する領有権の主張を強化する措置を取った<sup>16</sup>。また、マックルズフィールド堆に含まれる

スカボロー礁（黄岩島）では、2012年4月以降、中国とフィリピンの艦船が対峙を続けたが、6月にフィリピン船が撤収したのに対し、中国船は撤収を拒んだ。スカボロー礁での睨み合いは、中国による領有権の主張が実質的に拡大することを意味するものとなった。従来、中国はスカボロー礁近辺で持続的な実在を達成していなかったが、それ以降は中国の艦船が断続的な実在を維持するようになったからである<sup>17</sup>。

2012年6月、中国はスプラトリー諸島、パラセル諸島、及びマックルズフィールド堆の島嶼を管轄する「三沙市」の設置を発表した。そして7月には、三沙市に重要拠点の防衛を担当する「警備区」を設置する計画が承認された。

これまでのところ、中国の国有企業は、南シナ海の係争海域では石油の採掘を行ってこなかった。しかし、2012年6月、中国海洋石油総公司（CNOOC）は、管轄権の主張がベトナムと重なる海域の鉱区を外国企業との共同開発に提供すると発表し、8月にはパラセル諸島近傍の鉱区を競争入札に掛けた。中国企業は遠からず南シナ海の中部、南部での試掘にも乗り出すかも知れず、そうした場合、それは中国政府による領有権の主張を補強するものと位置付けられよう。2012年5月、CNOOCの会長は、掘鑿装置を「移動式領土」（mobile national territory）、「戦略的手段」（strategic instrument）と呼んだと伝えられるのである。また、リード堆付近の海底には多量の天然ガスが眠っていると推定されるところから、それを巡って中国とフィリピンとの争いが生ずる可能性もある<sup>18</sup>。

### 3. 米国の公式態度

南シナ海問題に対する米国の公式態度は、(1) 領有権の争いについては何れの沿岸国をも支持せず、中立を堅持する、(2) 紛議の平和的な解決を主張し、多国間での処理を奨励する、(3) 「航行の自由」及びEEZにおける軍事活動の権利を擁護する——という具合に要約し得る。

2010年7月、クリントン国務長官はASEAN地域フォーラム（ARF）出席のため訪れたハノイで記者会見し、米国が南シナ海における「航行の自由」、「海洋共有地」（maritime commons）の自由な利用、及び「国際法の尊重」を「国益」と看做している旨を明言した。米国として「陸地に関する競合する領有権論議において何れの肩を持つこともしない」一方で、領有権に係る紛議を「強要なしに」解決するための当事国による「協調的な外交過程」を支持し、如何なる当事国による「武力の行使または威嚇」にも反対する。そして、ASEAN及び中国による2002年の「行動宣言」を支持し、当事国が「行動規範」で合意するよう奨励する——との立場を表明したのである<sup>19</sup>。

こうしたオバマ政権の姿勢は、その後も一貫したものであった。一例を挙げれば、2012年7月にプノンペンで開かれたARFにおいて、クリントン国務長官は「航行の自由」、「平和と安定の維持」、「国際法の尊重」、「障害なき合法通商」を、南シナ海における米国の「国益」と表現した。また、そこでも米国が「陸地に対する競合する領有権主張に関して〔特定の〕立場を取らない」ことが確認され、また当事国は紛議を「強要なしに」、「威嚇なしに」、「脅迫なしに」、「武力行使なしに」解決するため「協調的」且つ「外交的」に取り組むべきことが強調された。その上で、クリントンは「行動宣言」の精神及び具体的内容の遵守を訴え、拘束力ある「行動規範」の策定を促したのである<sup>20</sup>。

「航行の自由」及びEEZの性格との関連で、米国は特に中国の権利主張に疑問を呈してきた。マーシャル国務次官補代理は2009年5月の議会証言で、「領土である陸地から派生しない“領

海”または何らかの海洋区域の主張」に「懸念を抱いて」と述べて、かかる主張は「国際法に合致しない」と断じた。また、「インペッカブル」事件で前面に出た、自国のEEZ内で外国軍の活動を制限し得るとする中国の見解は、「国際法に裏付けられていない」と論定した。さらに、マーシャルに言わせれば、中国の権利主張には「多大の曖昧さ」が伴っており、その対象となる海域の精確な境界も、それが海域全体を領海とする主張なのか、或いは飽くまで陸地との関係における領海の主張なのかすらも明らかではなかった<sup>21</sup>。

また、同じく2009年5月に議会でシェアー国防次官補代理が証言したところによれば、国連海洋法条約に反映された慣習国際法は、すべての国に対してEEZ内における航行及び上空飛行の自由を保証している。国連海洋法条約が採択された1982年以来、米国は一貫して「EEZ内で適用される航行の権利及び自由は、外洋において適用される権利及び自由と質的及び量的に同一である」という立場を取ってきたというのである<sup>22</sup>。

クリントン国務長官が上記ハノイでの発言で、当事国は領有権、管轄権の主張を国連海洋法条約に則って追求すべきであると述べると同時に、慣習国際法に従えば、海域に対する「正当な〔管轄権の〕主張」は、陸地に対する「正当な〔領有権の〕主張」から派生すると釘を刺したのには<sup>23</sup>、このような背景があった。

強硬さを増す中国の権利主張に対する米国政府の警戒は、2012年8月に新たな段階に達した。国務省が副報道官代行名で声明を発表し、「南シナ海における緊張の増加」に「懸念」を表明した上で、特に三沙市の行政機関としての昇格及び係争区域を管轄する「新駐屯地」の設置に言及し、「相違を解決しようとする協調的な外交努力に逆行し、地域における緊張をさらに増大させる」ものと論評したのである<sup>24</sup>。米国が南シナ海問題の当事国の中、1国を名指しして批判するのは、これが初めてであった<sup>25</sup>。

その間、米国は外交・安全保障政策のアジア「旋回」(pivot)を打ち上げていた。2012年1月に策定された新たな国防戦略指針においては、米軍展開の重心を「アジア太平洋地域に向けて再調整する」旨が表明された<sup>26</sup>。海兵隊が豪州北部に循環実在し、またシンガポールには沿岸戦闘艦が循環展開する運びとなった。ベトナム、フィリピン等との防衛協力も進展を見せてきた<sup>27</sup>。こうした米国の政策展開に、南シナ海における中国の動向を牽制する狙いが含まれていることは明白であった。

#### 4. 米国の対外戦略との関係

最近に至り、米国が南シナ海を巡る中国の動向に神経を尖らせているのは、そこに自らの対外戦略に対する重大な挑戦が潜んでいることを看取しているからに他ならない。

米国の外交・安全保障政策においては、敵性の国家やその連合による欧州その他東半球における重要地域の支配を阻むことが枢要と考えられてきた。欧亜大陸が敵対陣営によって制せられるといった事態が起こった場合、米国の重視する国際経済の開放性が危機に瀕するばかりでなく、米国は自らよりも人口、資源において遥かに優越する相手と向き合うことを余儀なくされるからである<sup>28</sup>。そのため、第2次世界大戦後の米国は、欧亜大陸の縁辺に位置する諸国と同盟条約を締結し、同盟国に核戦力による「拡大抑止」を提供すると同時に、米軍を大規模に「前方展開」することとなった。

アジア・太平洋に視野を限っても、ブッシュ(父)政権のベーカー国務長官が述べたように、米国の伝統的な国益は——「商業上の権利を保持する」ことと並んで——「米国並びにその同

盟国及び友好国に敵対的な如何なる単一の覇権的な国家または〔国家の〕連合の出現をも防止する」ことと規定し得た<sup>29</sup>。米国は日本、韓国、フィリピン、豪州、及びタイとの同盟関係、その他の国々との提携関係、そして中国への関与政策を通じて、どの域内国による地域覇権の追求をも抑えてきたのである。

米国が対外政策における基本的な利益と想定するものの多くは、第2次世界大戦後の自由主義的（リベラル）な国際秩序を構成する諸種の規則、規範に織り込まれてきた。例えば、国連海洋法条約に取り入れられた「航行の自由」の保障は、開放的な国際経済の維持や欧亜大陸への軍事的な関与に必須と考えられた。また、国連憲章に盛り込まれた武力行使やその威嚇の原則禁止は、重要地域における勢力均衡への挑戦を抑制する効果を有すると言ってよかった。

\*

ところが、南シナ海における中国の権利主張には、中国による地域覇権の確立に繋がる要素が含まれている。例えば、中国（の主張する）EEZ 内で情報収集が出来なくなった場合、中国の軍事動向を監視する米国の能力は減退せざるを得ない<sup>30</sup>。また、前方展開した米軍による——或いは地域の同盟国、提携国と共同しての——訓練も深刻な制約を受けることになる。中国海軍が——「立入阻害」（anti-access）能力の確立を主眼として——拡充を続ける中で、仮に米国がこのような事態を甘受する（と受け取られる）ようなことがあれば、同盟国、提携国の防衛に関する米国の約束には信頼が抱けなくなり、特に東南アジア諸国は「フィンランド化」の道を辿らざるを得なくなるかも知れない<sup>31</sup>。

中国が南シナ海に覇を唱えることになれば、エネルギー資源を含め、そこを通過する物資に大きく依存する日本や韓国を強要し、或いはその孤立を図ることも試みられよう<sup>32</sup>。アジアにおける地域覇権を達成した中国にとって、南シナ海は米国にとっての「拡大カリブ海」に相当するものとなる筈であり<sup>33</sup>、そうなった暁には、中国は他国による自らの「勢力圏」への経済進出をも阻もうとする中国版「モンロー主義」を実行するかも知れない<sup>34</sup>。

このような状況が現実のものとなった場合、世界全体の勢力均衡にも絶大な影響が現れるであろう。まず、通商路としての南シナ海の重要性に鑑みれば、ここに支配を及ぼすことは、世界経済の首根っこを押さえることに等しい。また、南シナ海の制圧は、インド周辺に一連の拠点を確保しようとする「真珠の首飾り」戦略と相俟って、中国海軍のインド洋進出に寄与すると見られる<sup>35</sup>。さらに、「拡大カリブ海」の制覇は、米国に対して西半球の支配を可能にしたのみならず、やがては東半球における勢力分布を左右する力をも与えたが、中国が南シナ海を「勢力圏」に組み込んだ際には、それと類似のことが起こるかも知れないのである<sup>36</sup>。

但し、中国による南シナ海の支配がアジアを超えた勢力分布に与える衝撃については、留保が付けられ得る。中国が地域覇権の確立に近づいたとしても、欧州、中東、日本、インド、及びロシアが独立した力の中心であり続け、または米国の影響下に止まるという状況にあっては、中国が——冷戦期のソ連のように——欧亜大陸の勢力均衡を脅かすことはない<sup>37</sup>。また、中国は内陸における潜在的な敵対国を意識せざるを得ず、海洋を通じて軍事力を投射する態勢を拡大していくことには多大の困難が伴うであろう<sup>38</sup>。ただ、こうした留保の主張も、米国が地域における——特に日本との——同盟関係を堅持し、また前方展開する米軍の戦力が強化されるという前提の下でなされるのである。

\*

中国による地域覇権の追求には、米国がアジアの同盟国に提供してきた核兵器による拡大抑

止をどこかの時点で掘り崩すことが必要となるが、南シナ海問題はそうした次元をも孕んだものである。

中国が南シナ海への進出を図ってきたのは、米国に対する核攻撃の能力を確保するためでもある。中国は晋級(094型)の弾道ミサイル搭載原子力潜水艦(SSBN)に搭載する巨浪2号(JL-2)という潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)の開発を進め、核抑止力の支柱の一つとしようとしてきた。ところが、SLBM戦力が任務を遂行するに際しては、SSBNを海上、空中からの攻撃から守ることの出来る「聖域」が必要であり、またJL-2は「南シナ海からロサンゼルスに到達し得ない」ことから<sup>39</sup>、SSBNに外洋への出口を与えることも必要となってくる。ところが、これらの条件を充たし、且つ外洋から試みられるであろう米国の「阻止」(interdiction)活動に脆弱でない場所は、南シナ海以外にないと考えられる<sup>40</sup>。海南島の海軍基地拡張の「主要な理由」に、「(SSBNの基地として機能させることにより)中国の核抑止力を強化すること」が含まれると想定される所以である<sup>41</sup>。

このような観点に立った場合、中国にとっての南シナ海は、ソ連にとっての「オホーツク海」に該当するものとなる(また、南シナ海は「北京湖」になるという表現もある<sup>42</sup>)。南シナ海を手中に収めることが出来れば、米国の対潜水艦戦力に妨げられることなく、太平洋やインド洋に進出することが可能になると期待され得るのである。

中国が通常戦力や戦域核戦力の近代化を継続する傍ら、米本土を核攻撃する確実な能力を増していった場合、米国の提供する拡大抑止の信憑性は動揺を来しやすくなるであろう。日本等に対して通常兵器や戦域核兵器で攻撃を仕掛けても、米国は全面核戦争への紛争規模拡大を心配する余り、核報復の威嚇を実行に移すことを躊躇するかも知れない——と中国が考える可能性が高まると想像されるからである。

ただ、米国とソ連/ロシアとの間では、互いに核報復のための戦力を十分に備えた状態、つまり「相互確証破壊」(mutual assured destruction)状況の保全を「戦略的安定」の礎石と捉える傾向が強かった。オバマ政権が米国のミサイル防衛体系について、「ロシアとの間での戦略バランスに影響を与えることを意図したものではない」と主張するのも<sup>43</sup>、そうした傾向の表れと言える。

一方、米国政府が中国の強力な核報復の能力を前提とした「戦略的安定」を構想しているかどうかは、必ずしも分明でない。しかし、米国内にあっては、中国との間でも、双方の核保有——行き着くところ「相互確証破壊」状況の成立——が関係の安定に資するとの意見も聞かれ、そうした立場からは、米国は核戦力を大規模、非脆弱なものにしようとする中国の努力を妨げるべきではないとの議論も寄せられるのである<sup>44</sup>。米中が「相互確証破壊」状況に接近しても、それだけで拡大抑止が無効になることはないが、そうした中で中国の地域覇権を押し止めようと思えば、米国として、アジアにおける同盟関係、提携関係を政治的、軍事的に補強する手立てを講ずることが一層緊要となってくることは疑いないであろう。

\*

さらに、南シナ海を巡る中国の振る舞いに適切に対処し得なかった場合、米国の基本的な利益を体現した国際規則・規範の重要な部分が危胎に瀕する恐れなしとしない。

特に、自国EEZにおける権利に関する中国の主張は、地域における米軍の活動に制限を加えるだけでなく、EEZの全般的な性格に影響を与えかねない。「航行の自由」を前面に押し出す米国の立場は、国連海洋法条約締約国の大半によって共有されてきた<sup>45</sup>。しかし、中国の解釈

にはインドやブラジルも同調している他<sup>46</sup>、中国以外の南シナ海沿岸諸国の中では、マレーシアやベトナムが EEZ における他国の軍事活動を何らかの形で規制しようとしている<sup>47</sup>。世界の海洋の「4 割近く」が沿岸から 200 海里以内の海域であることから<sup>48</sup>、中国への支持が広がって海洋法の解釈に変更が施され、多数の沿岸国がそうした規制を実行するに至るといった事態が起こった場合、米国の前方展開を通じた同盟関係、提携関係の維持は、世界中で大きな制約を課せられることになる。そのような意味で、EEZ を巡る中国の権利主張は、米国にとって「最大の懸念」を構成するのである<sup>49</sup>。

但し、中国海軍が将来、本格的に外洋に進出した暁には、海洋法に関する中国の視座も、他国軍による「立入」の阻止ではなく、自国軍による「立入」の確保に重きを置くものへと変化するかも知れない。軍事活動への規制を強調する解釈は、「活動範囲の遠海への拡大を目論む中国海軍にとっては両刃の剣となりかねない」と見られるからである<sup>50</sup>。

また、仮に中国が武力の行使またはその威嚇を通じて南シナ海の支配を達成するようなことがあれば、それは——単に地域における、及び地域を超えた勢力分布の変化に止まらず——現行の国際秩序そのものを根底から揺るがしかねないであろう。米国が海洋法に則した権利主張を強調し、法的拘束力を帯びた「行動規範」の策定を支持してきたのも、「規則に基づいた」(rules-based) 秩序の構築を促進するという「長期的な目標」が存在するからに他ならない<sup>51</sup>。米国が南シナ海問題で「引き下がる」(blink) と受け取られるような姿勢を見せた場合、自由主義的な国際秩序が弱体化し、規則、規範が地域的に分割される「転換点」の到来が早まるとの警告が発せられる所以である<sup>52</sup>。

### むすびにかえて

南シナ海——そして、東シナ海——に関する中国の言動は、嶼礁の領有権や「航行の自由」の問題を超えて、「中国がどのような国家になるか」(what sort of power China will become) を占う試金石となり得るものである<sup>53</sup>。擡頭する中国において、米国主導で形成、維持されてきた国際規則・規範を基本的に受け入れる「現状維持」志向、これを抜本的に改変しようとする「現状打破」志向の何れが優勢となるかが問われるのである。そしてまた、このことについて米国がどう理解し、それを対外戦略にどう取り入れていくかが、国際関係の将来を決定的に規定することになるであろう。

### — 注 —

<sup>1</sup> Patrick M. Cronin and Robert D. Kaplan, “Cooperation from Strength: U.S. Strategy and the South China Sea,” in Cronin, ed., *Cooperation From Strength: The United States, China, and the South China Sea*, Center for a New American Security, January 2012, p. 7.

<sup>2</sup> U.S.-China Economic and Security Review Commission, 2012 Report to Congress [以下、USCC2012 と略], p. 234.

<sup>3</sup> Cronin and Kaplan, “Cooperation from Strength,” p. 9.

<sup>4</sup> Cronin and Kaplan, “Cooperation from Strength,” p. 9.

<sup>5</sup> USCC2012, p. 229.

<sup>6</sup> 沿岸各国による領有権及び管轄権の主張は、USCC2012, pp. 215, 217-218 及び M. Taylor Fravel, “Maritime Security in the South China Sea and the Competition over Maritime Rights,” in Cronin, ed., *Cooperation from Strength*, p. 34 によって概観し得る。

<sup>7</sup> USCC2012, pp. 219-220; Cronin and Kaplan, “Cooperation from Strength,” p. 14.

<sup>8</sup> 防衛省防衛研究所『中国安全保障レポート 2011』(平成 24 年 12 月) 21-22 頁。EEZ の法的性格

- については、鶴田順「排他的経済水域（EEZ）」『外交』第12号（平成24年3月）が参考になる。
- <sup>9</sup> Fravel, “Maritime Security,” p. 34.
- <sup>10</sup> 防衛省防衛研究所編『東アジア戦略概観2012』（平成24年3月）131頁。
- <sup>11</sup> キャンベル米国務次官補は、「地域が緊張増大の新たな時期に入った」のは、正に「2007年」であるとの認識を示している。Kurt Campbell, “Testimony,” U.S. Senate, Committee on Foreign Relations, Subcommittee on East Asian and Pacific Affairs, *Maritime Territorial Disputes and Sovereignty Issues in Asia* (hearings), September 20, 2012, p. 3.
- <sup>12</sup> Robert Scher, “Testimony,” U.S. Senate, Committee on Foreign Relations, Subcommittee on East Asian and Pacific Affairs [以下、*Maritime Issues* hearings と略], p. 2; Campbell, “Testimony,” p. 3.
- <sup>13</sup> Fravel, “Maritime Security,” pp. 36-37.
- <sup>14</sup> マーシエル米国務次官補代理によれば、そうした状況が現れたのは「2007年夏」だったと言う。Scot Marciel, “Testimony,” *Maritime Issues* hearings, p. 4。実際、中国は2007年及び2008年、エクソン・モービル及びBPによる試掘を停止させた。Richard P. Cronin, “Testimony,” *Maritime Issues* hearings, p. 4.
- <sup>15</sup> 但し、他の沿岸国による中国漁船の拿捕も頻繁だと言う。Fravel, “Maritime Security,” p. 38.
- <sup>16</sup> *USCC2012*, pp. 217-218.
- <sup>17</sup> スカボロー礁における緊張については、防衛省防衛研究所『中国安全保障レポート2012』（平成24年12月）18-20頁及び *USCC2012*, pp. 231-233 を参照。
- <sup>18</sup> *USCC2012*, pp. 234-235.
- <sup>19</sup> Hillary Rodham Clinton, “Remarks at Press Availability,” National Convention Center, Hanoi, Vietnam, July 23, 2010.
- <sup>20</sup> Hillary Rodham Clinton, “Remarks to the ASEAN Regional Forum,” Phnom Penh, Cambodia, July 12, 2012。さらに、クリントンは、領有権問題の解決していない区域におけるエネルギー資源の「共同探査・開発」に係る協定を含む新しい協力的な取り決めの探求にも言及した。
- <sup>21</sup> Marciel, “Testimony,” pp. 3-4, 6-7.
- <sup>22</sup> Scher, “Testimony,” pp. 3-4.
- <sup>23</sup> Clinton, “Remarks at Press Availability.”
- <sup>24</sup> Patrick Ventrell, “South China Sea,” U.S. Department of State, Office of the Spokesperson, August 3, 2012, <<http://iipdigital.usembassy.gov>>.
- <sup>25</sup> *USCC2012*, p. 238.
- <sup>26</sup> Leon E. Panetta, *Sustaining U.S. Global Leadership: Priorities for 21st Century Defense*, January 2012, p. 2.
- <sup>27</sup> ただ、米比間の相互防衛条約と南シナ海における紛議との関連を巡る米国の立場は必ずしも明確ではなく、国務省の法律顧問は同条約が領土紛争に適用されるかについて明言を避けている。*USCC2012*, p. 233.
- <sup>28</sup> こうした議論を展開したものとしては、Nicholas John Spykman, *America’s Strategy in World Politics: The United States and the Balance of Power* (New York: Harcourt, Brace and World, 1942) が古典的である。
- <sup>29</sup> James A. Baker, III, “America in Asia: Emerging Architecture for a Pacific Century,” *Foreign Affairs*, Vol. 70, No. 5 (Winter 1991/92), pp. 3-4.
- <sup>30</sup> Sarah Raine, “Beijing’s South China Sea Debate,” *Survival*, Vol. 53, No. 5 (October-November 2011) は、海南島の海軍基地を巡る状況を含め、中国の軍事態勢を監視する能力を維持したいという米国の欲求——及び中国によるその拒否——を、南シナ海における緊張増大の要因として重視している (pp. 70-71)。
- <sup>31</sup> 「フィンランド化」への言及は、Cronin and Kaplan, “Cooperation from Strength,” pp. 7, 17 にある。
- <sup>32</sup> Blumenthal, “Testimony,” p. 5.
- <sup>33</sup> Cronin and Kaplan, “Cooperation from Strength,” p. 14.
- <sup>34</sup> Blumenthal, “Testimony,” p. 5.
- <sup>35</sup> Blumenthal, “Testimony,” p. 5。但し、中国は——台湾の併合に成功しない限り——インド洋に海軍力を本格的に投射し得るようになるまでに長期を要すると予測される。Michael J. Green and Andrew Shearer, “Defining U.S. Indian Ocean Strategy,” *Washington Quarterly*, Vol. 35, No. 2 (Spring 2012), pp. 179-181.
- <sup>36</sup> Cronin and Kaplan, “Cooperation from Strength,” p. 14.
- <sup>37</sup> Robert J. Art, “The United States and the Rise of China: Implications for the Long Haul,” in Robert S. Ross and Zhu Feng, eds., *China’s Ascent: Power, Security, and the Future of International Politics* (Ithaca,



- NY: Cornell University Press, 2008), p. 272.
- <sup>38</sup> Robert S. Ross, “China’s Naval Nationalism: Sources, Prospects, and the U.S. Response,” *International Security*, Vol. 34, No. 2 (Fall 2009). こうした理由により、そこでは中国海軍の増強は「米国の海洋安全保障に対する挑戦とはならない」と断言されている (p. 75)。
- <sup>39</sup> Tetsuo Kotani, “Why China Wants South China Sea,” *The Diplomat*, July 18, 2011.
- <sup>40</sup> Leszek Buszynski, “The South China Sea: Oil, Maritime Claims, and U.S.-China Strategic Rivalry,” *Washington Quarterly*, 35-2 (Spring 2012), p. 146.
- <sup>41</sup> Fravel, “Maritime Security,” p. 40.
- <sup>42</sup> Shinzo Abe, “Asia’s Democratic Security Diamond,” December 27, 2012, <www.project-syndicate.org>.
- <sup>43</sup> Robert M. Gates, *Nuclear Posture Review Report*, April 2010, p. x.
- <sup>44</sup> 例えば、Art, “The United States and the Rise of China,” pp. 274-275, 283、Charles Glaser, “Will China’s Rise Lead to War?: Why Realism Does Not Mean Pessimism,” *Foreign Affairs*, 90-2 (March/April 2011), p. 83 を参照。
- <sup>45</sup> Peter Dutton, “Testimony,” *Maritime Issues* hearings によれば、締約国「157 か国中約 140 か国」が米国に同意している (p. 6)。
- <sup>46</sup> Fravel, “Maritime Security,” p. 35.
- <sup>47</sup> また、公式には米国の立場を支持するフィリピン、インドネシア等も、水面下では中国の視座への共感を表明していると言う。Dutton, “Testimony,” pp. 6-7.
- <sup>48</sup> Scher, “Testimony,” p. 4.
- <sup>49</sup> *USCC2012*, p. 239.
- <sup>50</sup> Dutton, “Testimony,” p. 6、『中国安全保障レポート 2011』21 頁 (引用は後者より)。
- <sup>51</sup> Campbell, “Testimony,” p. 5.
- <sup>52</sup> Michael Auslin, “Tipping Point in the Indo-Pacific,” *American Interest*, March/April 2011.
- <sup>53</sup> Raine, “Beijing’s South China Sea Debate,” p. 83.